

# 福山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

2021年（令和3年）10月29日

福山市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

福山市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、2024年（令和6年）4月末日を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

遊休農地を15ha解消する。（5ha／年×3年）

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査を適正に実施するとともに、利用意向調査の結果を踏まえ、同法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

イ 新規就農者や認定農業者・農業法人などに対して、農地の情報を提供することにより遊休農地の発生防止・解消を図る。

ウ 年間を通して、農地の適正な利用の確認に関する現場活動を適宜実施し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを促進する。

エ 多様な農業者が、営農を継続できるよう支援する。

※具体的には、次の事項に取り組みます。

- ・農地所有者に対し、農地の有効利用の意義・重要性を周知します。
- ・農地所有者に対し、農地中間管理機構の活用を提案します。
- ・集落・地域で実施される、農業（農地）問題に関する話し合いへ参加します。
- ・農地の貸付意向などの農地情報を積極的に収集します。
- ・経営の安定化に必要な、6次産業化や販路拡大などの情報を提供します。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアを8.6%以上とする。(令和2年度末:農地面積3,570ha,担い手の農地集積面積261.4ha,担い手の農地集積率7.3%)

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 人・農地プランや、地域の状況に即した農地利用を促進する。

イ 耕作できない農業者の農地情報と耕作希望者情報を関係機関と共有し、連携を進め、農地中間管理事業や利用権設定などにより農地の集積、流動化を促進する。

ウ 新たに農業経営を営もうとする就農希望者に対し、相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援することで、将来にわたって地域農業の担い手となる農業者を安定的かつ計画的に育成・確保する。

※具体的には、次の事項に取り組みます。

- ・農地の集積・集約化を希望する担い手の相談に対し、適切に対応します。
- ・新規就農者の相談に対し、丁寧に対応します。
- ・新規就農者の就農後の規模拡大等の意向を適切にフォローします。
- ・農地中間管理機構等、関係機関と農地情報や担い手の情報を共有します。

## 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

新たに農業経営に参入する者を15経営体確保する。(5経営体/年×3年)

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 参入者に対し、地域との調和や必要とされる助言を行い、地域と参入者の連携・調整を図ることで、参入を支援する。

イ 参入者に対し、計画に沿った営農ができるよう、必要な支援を講じる。

ウ 参入者に適切な農地を斡旋する。

※具体的には、次の事項に取り組みます。

- ・参入者の農業経営に見合った農地を斡旋します。
- ・地域課題や参入者のニーズを把握し、参入者の円滑な受入れに努めます。
- ・参入者の参入後の規模拡大等の意向を適切にフォローします。